

ここに200円  
の収入印紙を  
貼てください。  
印

PTA会長印

見本

①同様に2部作成  
してください。

## 校庭開放委託契約書

(なお収入印紙は、2部のうち1部のみ貼る。)

各学校名

中央区（以下「甲」という。）と〇×〇× 小学校 PTA会長（以下「乙」という。）とは、次の条項により校庭開放（以下「事業」という。）委託契約を締結する。

各学校名

第1条 甲は、〇×〇× 小学校の事業を実施するため、事業日における指導員の獲得、配置、管理運営及び事業用用具の調達並びに管理を乙に委託するものとする。

第2条 本契約に基づく委託料は、指導員1人につき全日1回 5,200円・半日1回 3,200円（雨天時等半日中止の場合※）、1校につき月定額、管理費 3,500円 及び用具代年額 30,000円とする。

2 甲は、毎月乙が提出する請求書に基づき概算払により支払うものとする。

3 乙は、甲に対し、前項により概算払を受けた委託料について、翌月速やかに精算するものとする。

第3条 この契約期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。

ただし、土曜日、4月1日から4月5日まで、7月21日から8月31日まで、  
12月26日から1月7日まで及び3月26日から3月31日までの期間と学校  
の管理運営上支障のあるときは除くものとする。

事業日	事業時間	区分
学校休業日  〔学校教育法施行規則 第47条第1項による 休業日〕	午前9時30分から午後4時30分まで	全日 ※

※雨天や行事等の理由で、全日開放不可能の場合は、半日開放ができるものとする。  
その場合の開放時間は、①午前9時30分～午後1時30分、②午後零時30分～  
午後4時30分を基本とする。ただし、全日1日を半日2日(2回)にすることはで  
きない。

第4条 乙は、事業日における指導員の確保ができない場合及びその他やむを得ない  
理由による場合は、事業日の開放を中止することができるものとする。

2 乙は、前項により事業日の開放を中止した場合は、甲に開放中止・変更届により  
報告しなければならない。

第5条 甲は、契約保証金については、中央区契約事務規則第46条第2項第5号に  
基づき免除するものとする。

第6条 乙は、本契約に基づく事業委託を第三者に委託することができない。

②ペーパー3ページ目の間に  
刻印を押してください。

第7条 乙は、毎月実施状況報告書を所定の様式により、翌月速やかに教育委員会に提出するものとする。

第8条 乙は、事業実施にあたり、当該校長と連絡を密にするとともに、事故防止に万全を期するものとする。

第9条 乙は、事業実施中に事故が発生した場合は、直ちに適切な処置をするとともに速やかに保護者及び教育委員会に連絡するものとする。

第10条 事業実施における利用者の事故は、原則として利用者の責任とする。

2 施設の不備を含む管理上の不備により発生した事故についての責任は、甲が負うものとする。

第11条 甲、乙双方は、必要があるときは、協議のうえ契約内容を変更し、又は解除することができるものとする。

2 前項により、契約を解除した場合において、未履行部分があるときは、乙は当該未履行部分に対する金額を甲に返還するものとする。

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務は、甲の承諾を得なければ、これを譲渡し又は担保に供することができない。

第13条 この契約書に記載のない事項及びこの契約に関し疑義のあるときは、地方自治法、地方自治法施行令、中央区契約事務規則その他関係法令によるほか甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第14条 この契約に関し、訴えを提起する場合の裁判所は、中央区役所所在地を管轄する東京地方裁判所とする。

平成14年4月1日

甲 住 所 東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 矢田 美英 印

乙 住 所

中央区立○×○× 小学校

①印は、朱肉を使用するもの(ニヤイハタ等)を年間通じてご使用ください。

PTA会長 ○△○×

※新会長が決定しないれば、新会長で契約してください。

